

平成 2 2 年度税制改正（非課税等特別措置）見直し事項

（ 廃 止 ・ 縮 減 ）

No	4	府 省 庁 名 総務省消防庁
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 事業税（外形） 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（都市計画税）	
見直し項目名	日本消防検定協会の業務用資産に対する課税標準の特例措置の廃止	
見直し内容（概要）	<p>消防用機械器具等は、学校、病院、デパート等国民が生活するあらゆる環境において設置、維持管理され、まさに国民の生命、身体、財産を火災から守る基盤となっており、国民の生命に直結するものである。よって、我が国においては消防用機械器具等について消防法で厳格にその基準が定められているところであり、検定機関が行う検定に合格した旨の表示が付されているもののみ販売が認められている。</p> <p>日本消防検定協会は、消防法第 21 条の 36 第 1 項第 1 号に規定する消防用機械器具等の検定等の業務を実施しており、当該業務は、安全性及び確実性が求められる消防用機械器具等の検定といった性格上、公共性及び公益性が非常に高い業務であることから、税負担の軽減を図るため固定資産税等の課税に際し、協会の設立から現在に至るまで、昭和 61 年までは非課税、昭和 62 年からは軽減の特例を設けているところである。</p> <p>昭和 62 年以後は段階的に軽減措置が縮小されており、平成 19 年には、従来恒久措置とされていた特例措置を 2 年の時限措置とするとともに、特例措置が縮減されたところであり、平成 21 年度の期限の到来をもって、当該特例措置を廃止するものである。</p>	
関係条文	消防法第 2 1 条の 2、第 2 1 条の 3、第 2 1 条の 7、第 2 1 条の 8、第 2 1 条の 1 7、第 2 1 条の 3 6 地方税法附則第 1 5 条第 5 1 項	
廃止又は縮減の理由	<p>日本消防検定協会の固定資産等については、当該法人の消防用機械器具等の検定という業務内容に鑑み、その公共性及び公益性に着目して、過去に非課税措置が講じられていたところである。その業務の性格は現在でも変わるものではないが、昭和 6 2 年に民間法人化されて以後、他の民間法人の状況に近づけることや近年においては他の登録機関との均衡を図る観点から、固定資産税等の特例措置について随時見直しが図られてきたところである。</p> <p>本特別措置により見込まれる固定資産税等の軽減額は、日本消防検定協会の一般管理費全体の約 1 ～ 2 %（平成 21 年度予算一般管理費 164 百万円）に相当しているものの、軽減額の規模は昭和 6 2 年以降段階的に縮減されてきており、財務基盤の安定化という観点での本特例措置の有効性は薄れてきているものと考えられることから、平成 1 9 年度の税制改正において平成 2 1 年度まで 2 年間の時限措置とされたことを踏まえ、平成 2 1 年度限りで廃止するものである。</p>	
増収見込額	2	（単位：百万円）